

## 1 総則

### （1）基本的な考え方

市民等に対する迅速な情報提供の手段として登別市公式ホームページを利用するにあたり、最大限の効果をを得るため、掲載すべき情報の種類のほか、デザイン、操作性などの情報の質に関することなどについて、基準をここに定めます。

だれもが使いやすいホームページの運営の充実を図るために、アクセシビリティ(だれもが使えること)やユーザサビリティ(使いやすさ)の向上を図るとともに、コンテンツの充実を目指します。

ここに定められた種類の情報についてはホームページ上での公開を原則としますが、市民、企業等の第三者に不利益を及ぼす情報や、行政運営に支障をきたす恐れのある情報については、各部署において随時判断を行い、非公開とすることができます。

また、ここに定められていないものであっても、随時必要な検討を行い、積極的にホームページ上での情報提供を行うよう心がけます。

この基本的な考え方は、ホームページ作成にあたり、基本理念を示したものです。したがって、ガイドラインに明記している物以外の取扱についても、この理念の主旨に基づいて処理しなければいけません。

### （2）適用範囲

このガイドラインは登別市公式ホームページ（<http://www.city.noboribetsu.lg.jp> 以下のページ）に適用します。ただし、すでに開設済みのページについて、直ちにこのガイドラインに適合させることが困難な場合は、今後適合するように努めます。

適用対象とするホームページを定めていますが、登別市公式ホームページのリンク先において登別市及び登別市各委員会等が管理者となっているサイトについても、本ガイドラインに準じた作成に努めなければいけません。

### （3）前提とする考え方

- ①「公式ホームページ」を広報誌や印刷物、ラジオ放送等と同等の、広報・広聴・コミュニケーション媒体として位置づけ、より積極的に活用します。
- ②「様々な人」や「様々な環境」で利用されることを前提に、「誰にでも読みやすい」デザインや「誰にでも使いやすい」仕組みにします。
- ③各ページのデザインや操作性、記事の表記方法などを統一し、公式ホームページ全体の一貫性を維持することによって、利用者から見た使い勝手を向上させます。
- ④インターネットの速報性の利点を最大限に生かし、「迅速」に情報を更新するようにします。
- ⑤市が「伝えたい情報」と市民が「知りたい情報」の間にかい離が生じないよう、情報の優先度と取捨選択を意識して表記します。
- ⑥個人情報保護のために必要なシステム上の措置を講じます。
- ⑦作成や運用管理にかかる経費と労力を低減できるように努めます。
- ⑧利用者の意見やアクセス記録の分析をもとに、絶えず改善を図ります。

## 2 掲載すべき情報の種類に関すること

### (1) 市の行政組織等に関する基礎的な情報

#### ①市の概要に関する情報

登別市の面積、おおよその位置や姉妹都市に関する情報など、市の概要について記載することを定めたものです。

#### ②行政データ、地震・津波・大雨等の災害状況、統計に関する情報

登別市の観光客数や選挙人数などの行政に関する統計情報や、災害・避難状況などについて記載することを定めたものです。

【参考】平成23年3月の大震災のときには当市においても新着情報へ避難状況等を随時掲載し、好評を得た。

#### ③各部署の主要な事務又は事業等

各部署の事務や事業について記載することを定めたものです。なお、登別市事務分掌条例施行規則に掲載されているような細かい事務分掌ではなく、市民がわかりやすいように主な事務・事業を簡潔に記載することを想定しています。

#### ④行政懇談会等の名称、構成等

防災会議や男女共同参画など、各種懇談会等の組織概要についての情報を掲載することを定めたものです。なお、特に市民に混乱が生じるおそれ等の事情がある場合を除き、原則として、運営の透明性の確保のために、議事要旨等の公開などを行うことに努めるものとします。

#### ⑤本庁舎及び出先機関等の所在地、電話番号、ファクス、メールアドレス、位置図等

市の各種施設について、所在地のほかに連絡先として電話番号、ファクス番号、メールアドレスを明記することを定めたものです。一覧として提供するほか、各ページの下部等に関連する担当部署への連絡先を記載することを想定しています。

#### ⑥本庁舎及び第二庁舎等の施設案内図

各部署の場所等がサイト上で確認できるよう、庁舎内の案内図を記載することを定めたものです。

### (2) 市の行政運営、行政活動等に関する情報

#### ①一般議案、予算及び決算の概要及び関連資料、事業費等に関する情報

市の予算決算の状況や財務書類、税や財政の状況などについて掲載することを定めたものです。

#### ②主要施策又は事業等に関する計画、方針等

市の主要な施策や事業に関し、今後の計画や方針などについてまとめた計画書等を掲載することを定めたものです。事例：登別市総合計画、高齢者福祉計画など。

③主要施策又は事業等に関する成果、実績等

市の主要な施策や事業に関し、その成果や実績等についての報告書等を掲載することを定めたものです。事例：決算審査結果、定期監査結果、事務事業評価など。

④行政が実施している各種事業等の制度説明やお知らせ等

国民健康保険、国民年金、水道事業など市が行っている業務に関する制度概要やお知らせなどを掲載することを定めたものです。

⑤災害の対応周知及び避難所への誘導状況に関する情報

防災マップや避難所の情報、公共施設の AED 設置箇所、日頃の備えに関する事など、災害に対する備えに関する情報を掲載することを定めたものです。

⑥パブリックコメント、アンケート結果、行政評価、その他公表を義務付けられた事項

その他公表を義務付けられた事項としては、住民監査請求結果などがあります。

**(3) 市の行政サービス等に関する情報**

①行政サービス等に関する制度説明やお知らせ等、周知すべき行政情報

ごみの収集、予防接種のお知らせなど、市が行う個別の行政サービスについての詳細や、それに関するお知らせなどを掲載することを定めたものです。

②各種助成制度、支援制度

医療費の助成や出産育児一時金、各種手当など、各種支援情報についての詳細を掲載することを定めたものです。

③各種申請又は届出等の手続きの内容、手順、様式等に関する情報

転入、転出、健康保険の加入・喪失など、各種届出等に関する手順とダウンロード用の様式等を掲載することを定めたものです。

④広報紙、パンフレット、その他の手段によって市民の閲覧に供するために作成された情報

ホームページに掲載する情報の量についてはほぼ無制限であるため、ホームページ以外の手段によって市民の閲覧に供するために作成された情報は、ホームページにも同時に掲載すべきものと考えられることから、電子データ化することが困難である場合を除き、それらの情報を掲載することを定めたものです。

⑤市が主催又は共催する行事、催し物等のイベントに関する情報

市が主催又は共催する各種イベントについて、カレンダーなどの見やすい形式で掲載することを想定しています。

#### (4) その他

①国や北海道など他の行政組織の、市民や企業等に周知が望ましい行政情報

ハローワークや児童相談など、市が直接実施している事業ではないが、市民にとって有益であると考えられる情報について掲載することを定めたものです。

②健全な社会又は経済活動に関して、市民や企業等に周知が望ましい一般情報

市内医療機関の情報や法律相談など、市が直接関わる事業ではないが、市民の生活に有用であると考えられる情報について掲載することを定めたものです。

③市内で開催される各種イベントに関する一般情報

地域活性化のために、市が主催・共催する以外のイベントに関する情報を掲載することを定めたものです。なお、掲載する情報は、広報紙などに掲載したイベント情報を基本とし、主催者からの掲載依頼によるものとします。

④登別の風景写真等、名刺や個人ホームページ等で使用できるフリー素材等

個人ブログ等で使用できる登別市内の風景写真、PRキャラクター等をフリー素材として提供することを定めたものです。

### 3 掲載する情報の質に関すること

①JIS X8341-3（高齢者・障がい者等配慮設計指針-ウェブコンテンツ）を尊重し、高齢者、障がい者、子どもなど、情報技術を利用する基礎的能力が十分でない人であっても容易に利用できるよう配慮します。

誰であっても不自由なく必要な情報を取り出せるようなページの作成に努めることを示したものです。具体的には音声読み上げソフトへの対応、画像への代替テキストの挿入などです。

②市役所各部署の連絡先、各施設の所在地、観光情報など、携帯端末による利用の割合が高いと考えられる情報については、専用の閲覧ページを作るなどの配慮をします。

携帯専用ページの作成を定めたものです。ただし、登別市公式ホームページ掲載のすべての情報について、携帯専用ページを作成すると更新や維持に大きな労力・費用が必要となるため、携帯端末で閲覧する可能性が高いと考えられるページのみ携帯専用ページを作成します。具体的には市内施設の案内などについて想定しています。

③目的から必要なすべての情報をワンクリックで逆引きできる、閲覧している情報についての問い合わせ先を明記する、文字サイズを変更することができるようにするなど、利用者の使い勝手を考慮した作りとします。

利用者の利便性の確保に努めることを定めたものです。必要な情報の逆引きとは『利用者の目的に応じて』『必要な情報が一括で取り出せる』ようにすることで、具体的には『登別市から転出するとき』をクリックすると、転出届、国民健康保険の資格喪失の手続きなど、転出時に必要となる手続きの一覧が表示されるようにするなどです。

④外国人の観光客が必要な情報を取り出せるよう配慮します。

登別市の基本的な情報や観光案内等、外国人観光客が必要とすると考えられる情報について、英語、中国語、韓国語の翻訳ページの作成を定めたものです。

⑤インターネットの特性を生かした画像、動画の配信など、時代に応じた利用者の目を引くコンテンツの作成を心がけます。

インターネット技術については日々進歩している分野であることから、利用者の目を意識した最新の情報配信コンテンツの提供に努めていくことを定めたものです。

⑥適切な更新速度、更新頻度の確保を常に意識し、迅速かつ正確な情報の掲載を心がけます。

情報発信ツールとしてのホームページの最大の優位性が「迅速」に「多くの」情報を発信できるという点にあることから、この特性を十分に意識した更新を行うよう努めることを定めたものです。